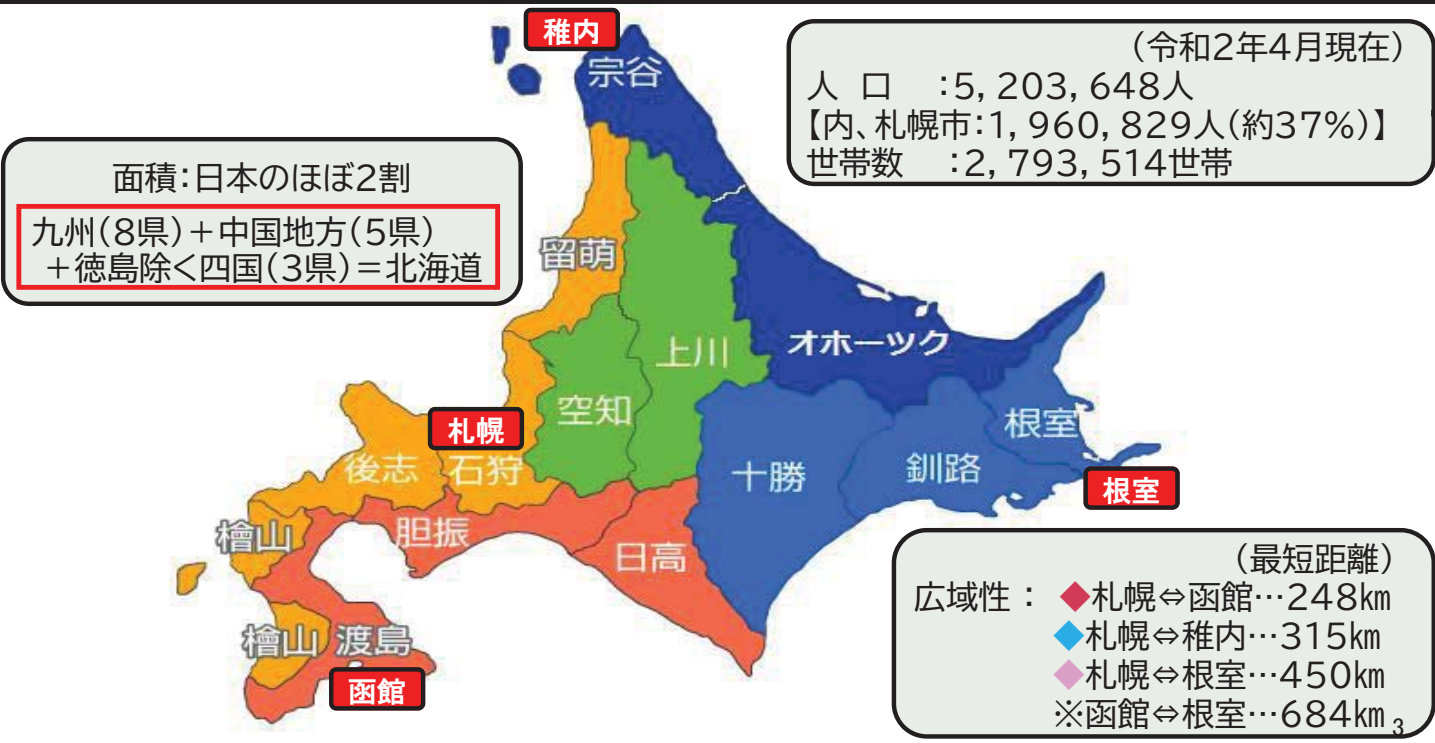


中核機関の取り組みと 社会福祉協議会の権利擁護支援

北海道社会福祉協議会 事務局長
(北海道成年後見制度推進バックアップセンター 所長)
(厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議 委員)
中村 健治

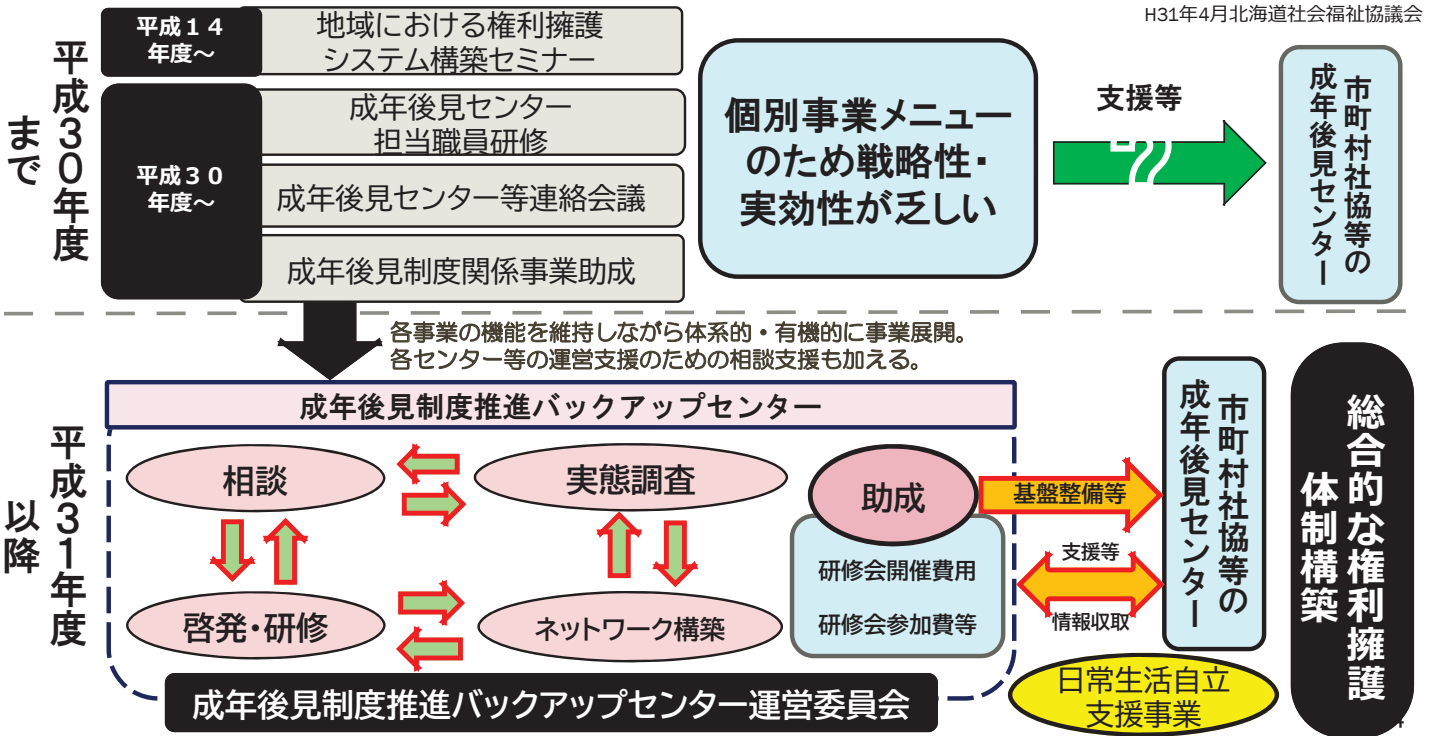
はじめに

北海道:179市町村(35市129町15村)



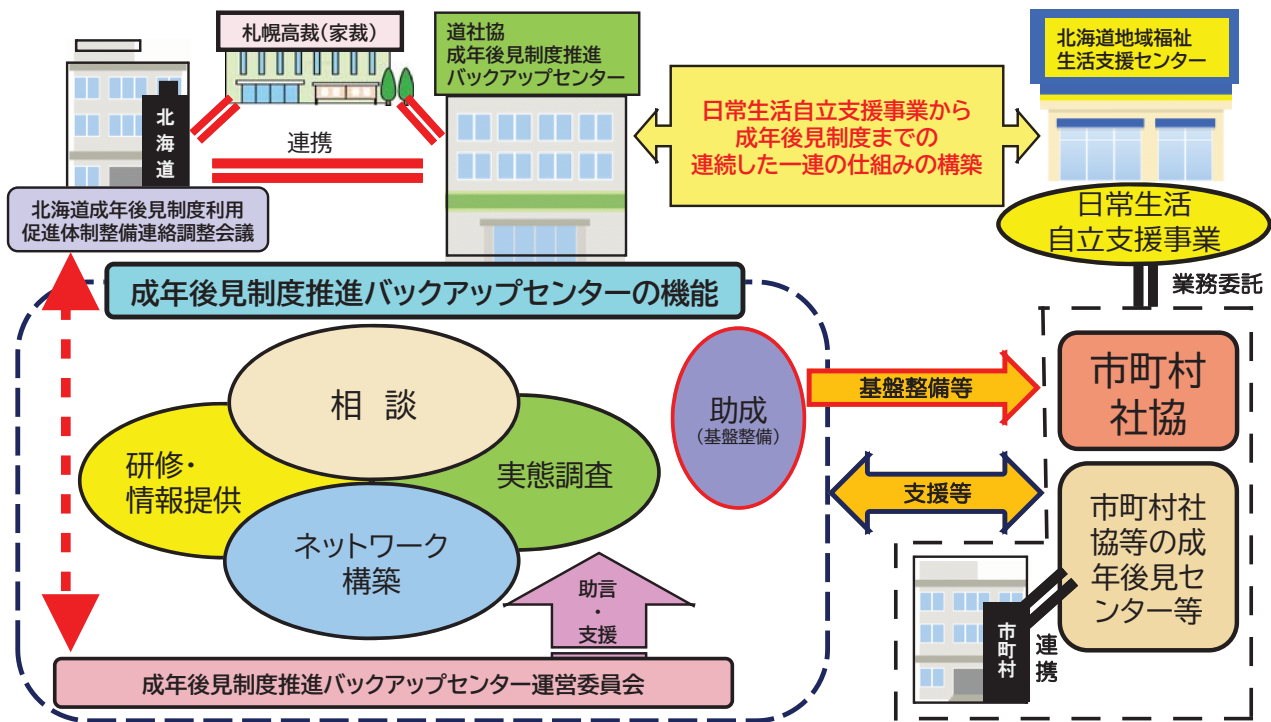
北海道における権利擁護支援体制の再構築

H31年4月北海道社会福祉協議会



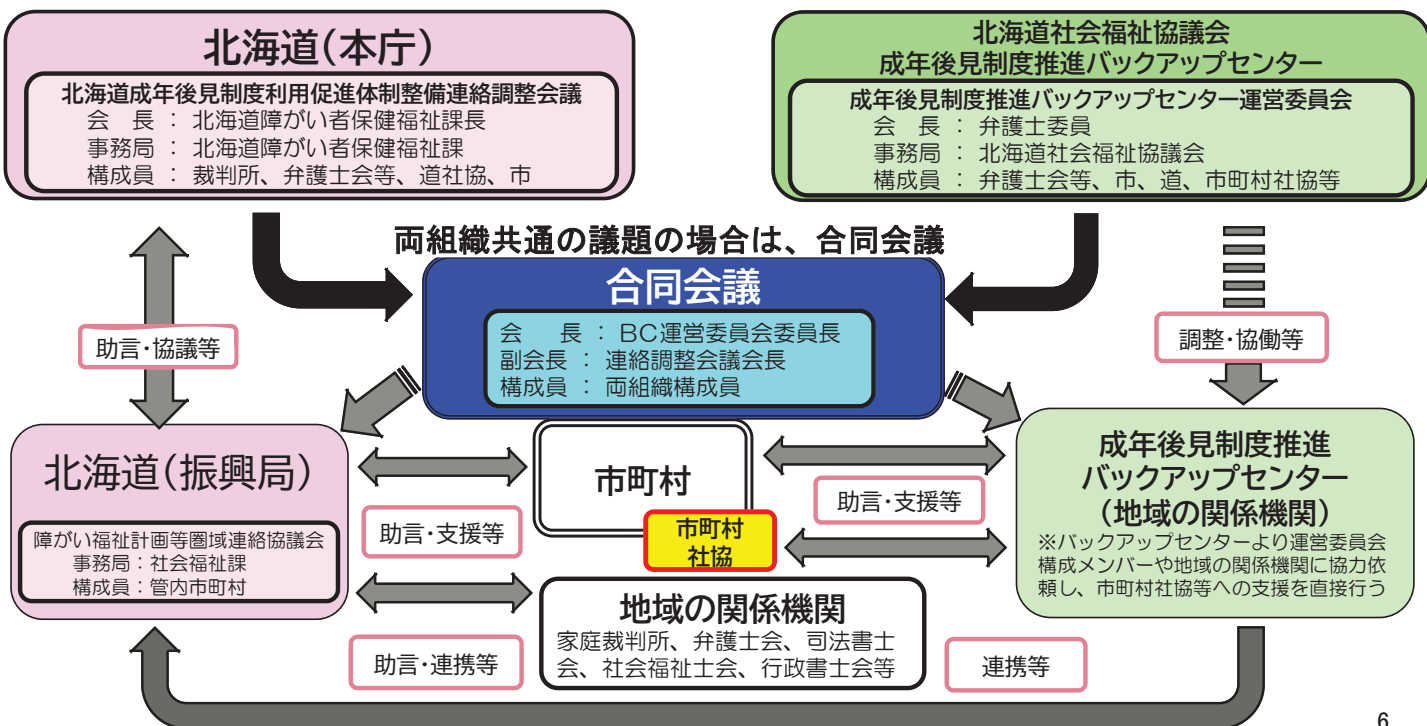
北海道成年後見制度バックアップセンターの概要

(バックアップセンターによる総合的支援体制)



北海道社会福祉協議会と北海道の連携

(成年後見制度推進バックアップセンター運営委員会と北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議の関係)



北海道社会福祉協議会における権利擁護支援

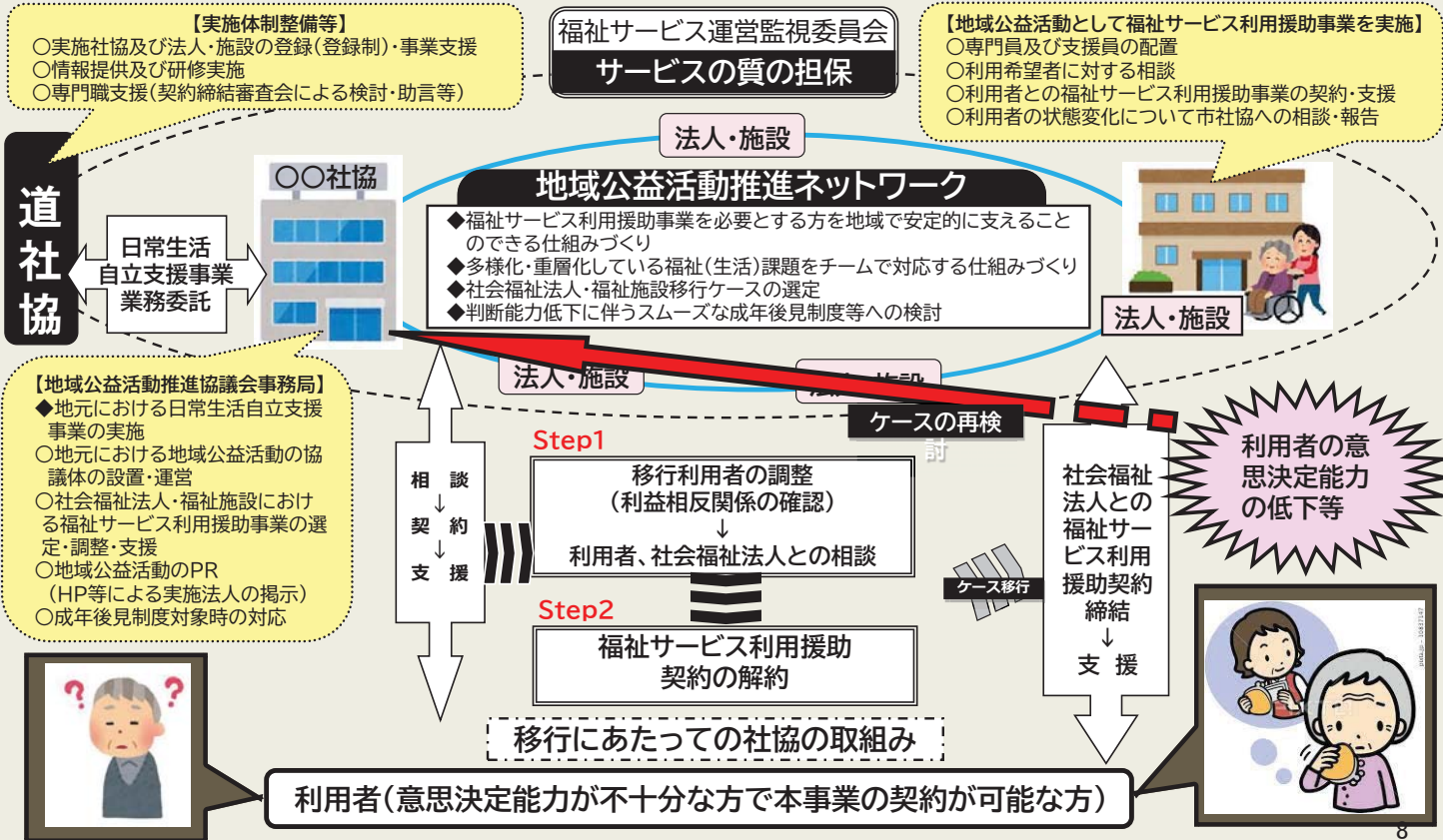
日常生活自立支援事業

- ① 住民の身近な地域において相談・支援ができる体制整備
 - 平成25年度より、従来の道社協・14地区地域センター方式から市町村委託方式へ(現在、148市町村社協委託／83.1%)
- ② 担い手の充実・強化
 - 平成29年度より、社会福祉法人の地域公益活動の取組みとして、福祉サービス利用援助事業に社会福祉法人・福祉施設が取組む(5市／9法人)

社会福祉法人の地域公益活動

平成28年3月の改正社会福祉法により、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」との「地域における公益的な取組を実施する責務」が規定された。

特に、社会福祉法人がこれまで培ってきた福祉サービス等に関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域公益活動の実践を通じて、地域づくりに積極的に貢献していくことが求められている。



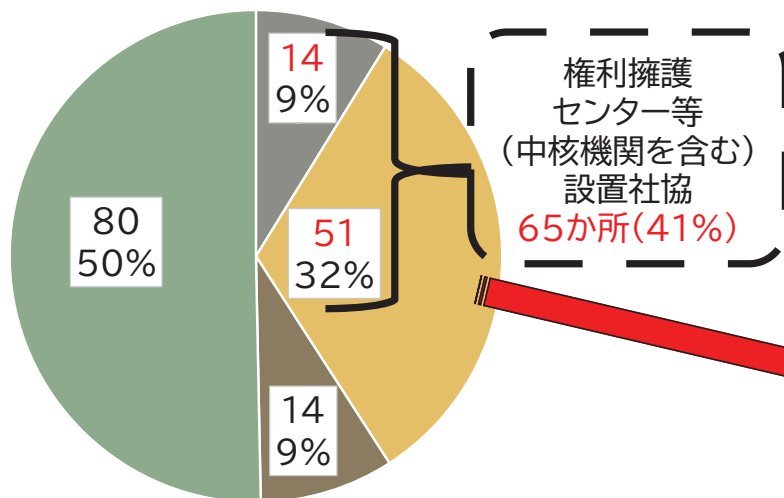
【実態調査】

道内市町村社協に対する 成年後見制度関係実態調査

- 調査対象 道内市町村社会福祉協議会（179か所）
- 調査時点 令和2年10月1日
- 回答数 179か所（100%）

道内社協における成年後見制度関係事業の取組み

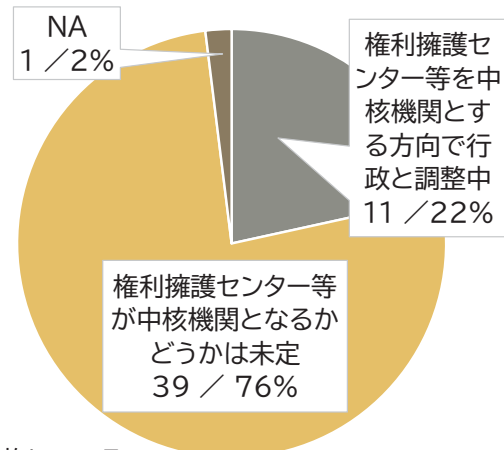
道内社協における成年後見制度関係事業の取組み状況(n=159)



権利擁護センター等
(中核機関を含む)
設置社協
65か所(41%)

小樽市、室蘭市、旭川市、士別市の4カ所が広域設置のため20市町村減

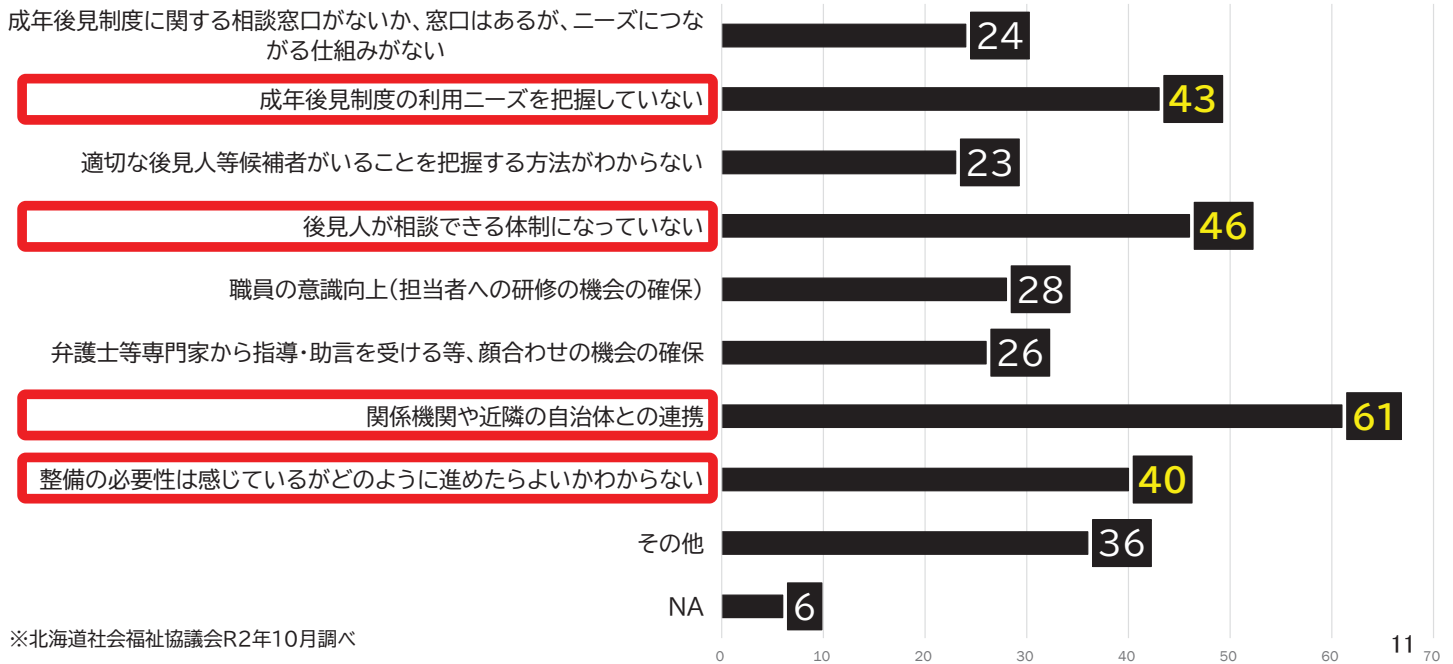
中核機関設置に向けた調整状況(n=51)



- 中核機関を社協に設置している
- 中核機関は未設置だが、権利擁護センター等を社協に設置している
- 中核機関や権利擁護センター等は未設置だが、成年後見制度に関わる事業を実施している
- 成年後見制度に関する事業は実施していない

中核機関の整備に向けた課題

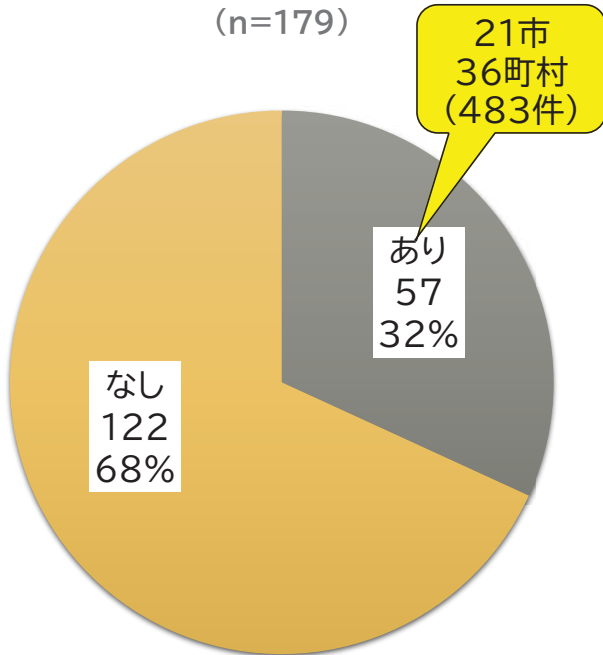
中核機関設置に向けた課題(複数回答n=145)



※北海道社会福祉協議会R2年10月調べ

道内社協における法人後見受任体制の取組み

社協における法人後見受任体制の有無 (n=179)



地区別法人後見受任体制実施状況

地区	市町村数	法人後見	割合
石狩	8	5	62.5%
渡島	11	1	9.1%
檜山	7	3	42.9%
後志	20	7	35.0%
空知	24	3	12.5%
上川	23	5	21.7%
留萌	8	2	25.0%
宗谷	10	5	50.0%
網走	18	6	33.3%
胆振	11	2	18.2%
日高	7	2	28.6%
十勝	19	10	52.6%
釧路	8	4	50.0%
根室	5	2	40.0%
全道	179	57	31.8%

家裁別法人後見受任体制実施状況

家裁	市町村数	法人後見	割合
札幌	61	19	31.1%
函館	21	4	19.0%
旭川	52	12	23.1%
釧路	45	22	48.9%
全道	179	57	31.8%

※北海道社会福祉協議会R2年10月調べ

社会福祉協議会が成年後見制度に取り組む

社会福祉
分野
における
権利擁護



権利擁護とは、「すべての国民は、個人として尊重される(後略)【憲法第13条】」を基本とし、「個人の尊厳と自己決定」を尊重されながら「健康で文化的な最低限度の生活【憲法第25条】」が保障されること。

【成年後見制度の基本理念】
自己決定権の尊重／残存能力の活用／ノーマライゼーション

福祉サービスの利用者は、認知症や知的障がい、精神障がい等により何らかの支援を受けなければ安全に安心した日常生活を送ることができない方も多く、利用者自身の判断能力が不十分なために自己決定能力が低下し適切な福祉サービスを受けることができないことも考えられることから、社会福祉分野における「権利擁護」の必要性が求められる。

13

次期成年後見制度 利用促進基本計画 に盛り込むべき項目

【成年後見制度利用促進専門家会議より】

中間とりまとめ検討より

- 地域共生社会の中に成年後見をどう埋め込むのか、地域共生社会や権利擁護の中で成年後見はどのような役割を果たせるのか。
- 権利擁護支援の概念を明確にすることが必要。
- 誰のための権利擁護課をおさえる必要がある。
- 高齢者や障害者などのご本人の特性を理解し、寄り添いながら、ネットワークで連携して支援することが基本。
- 重層的支援体制での全ての相談支援の基盤は権利擁護。意思決定支援は、相談支援等、関連する取組の共通基盤である。
- 意思決定支援等、地域における緩やかな相互のつながりや地域連携ネットワークを整備することが重要。
- 自分の権利についての主張が難しい方、弱い方の意思決定支援や、権利の実現が侵害されているのであれば救済する、というのが権利擁護の狭義の意味。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

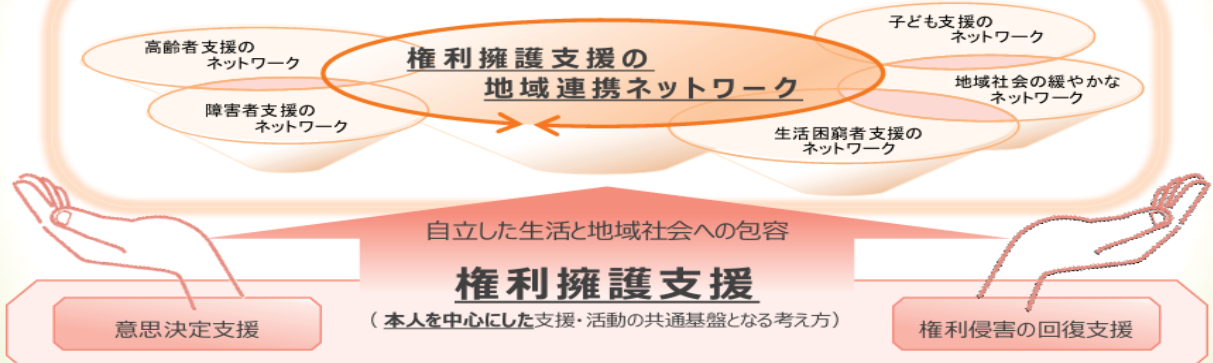
～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 次期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。成年後見制度以外の権利擁護支援を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに、司法による権利擁護支援などを適切に受けれるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI(評価指標)を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

〔「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ（案）概要」より／令和3年7月30日〕

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

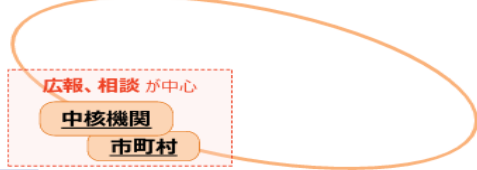
（基本方針）

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加して、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込み等に対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の取組を行う。

① 都道府県による市町村体制整備支援の機能強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する。中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

現行計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進

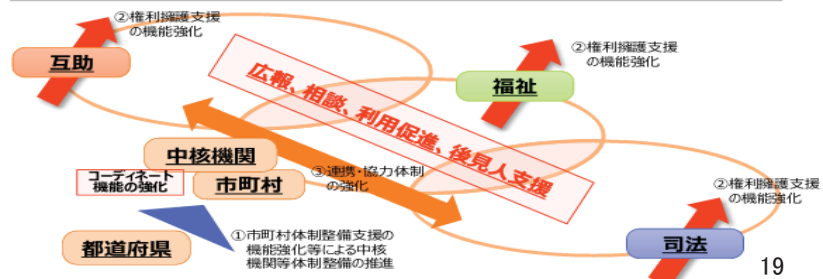


課題

- 中核機関を中心としたスキームであるため、
- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

次期計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）



19

ポイント：地域連携ネットワークづくりの基本的考え方

I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

(2) 地域連携ネットワークづくりの基本的考え方

- ・ 権利擁護支援を必要としている人の中には、孤独・孤立の問題を抱えている人がいる。こうしたことから、制度による対応だけではなく、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も重要である。
- ・ そのため、地域連携ネットワークづくりは、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ、地域福祉の推進などと有機的な連携を図りつつ総合的に進める必要がある。
- ・ 国は、地域連携ネットワークが、重層的支援体制整備事業等関連事業・関係機関とより効果的、効率的に連携できるよう、好事例の収集とその横展開を図るほか、具体的な推進方策を検討する必要がある。

20

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組(連携・協力による地域づくり)

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を 行う場面	権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑になく連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に 関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立 支援 ③適切な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

21

ポイント:市民後見人

2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進

(3)市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組

⑤ 都道府県自らの取組の実施

- 担い手の確保(市民後見人や法人後見の担い手の育成等)や、市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上など、市町村単独では取組みにくい課題への対応については、都道府県自らが市町村と連携しながら実施する。

3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

(2)担い手の確保・育成等

① 市民後見人の育成・活躍支援

イ 具体的な取組

- 都道府県は、関係機関の連携の確保又は自ら市民後見人の養成等を行うことについて、積極的な役割を果たすことが期待される。

22

ポイント:法人後見の担い手

3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

(2)担い手の確保・育成等

② 法人後見の担い手の育成

ア 基本方針

法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組みを推進していく必要がある。

イ 具体的な取組

- ・ …市町村及び都道府県等が連携し、…多様な主体による法人後見が実施されるよう、周知・啓発が行われるべきである。
- ・ 国は、…適切な後見活動を行えるようにするため、…法人後見養成研修プログラムの検討等を進める必要がある。

23

法人後見

- 法人後見は、成年後見制度の利用者増に対応するための **後見人等の担い手確保**という観点のほか、**比較的長期間にわたる制度利用が想定される障がい者や、支援困難な事案への対応など**の観点から、全国各地で取組みを推進していく必要がある。
- 法人後見の実施主体については、**社協による法人後見の実施の更なる推進**が期待される。(中略)社協以外の法人後見の担い手の育成や、**多様な主体による法人後見**が実施されるよう、周知・啓発等が行われるべきである。

【「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年7月30日】

24

法人後見のメリット・デメリット

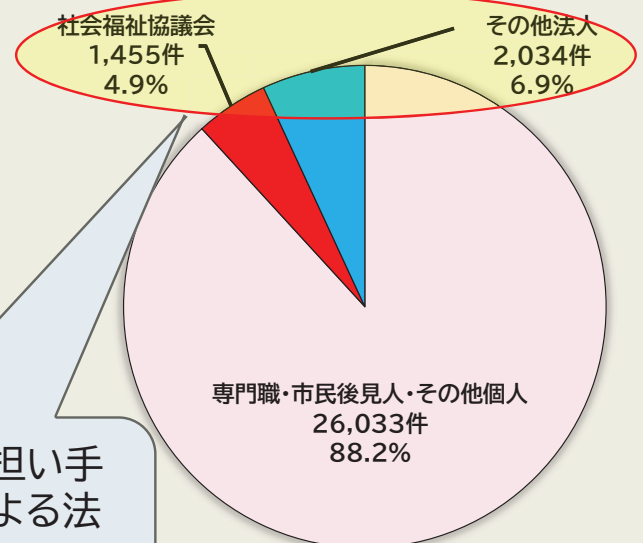
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○後見業務の継続性、永続性が図れる ○困難事例へのチーム対応が可能になる ○経験上のスキルや情報交換による一定水準の業務が期待できる ○組織的にチェック機能が働き適正な業務が行える ○地域のネットワークの活用と連携が図れる ○法人の情報公開や透明性が担保される ○担当者の心理的負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ●顔が見えにくくなる ●責任があいまいになる ●意思決定が遅くなる

社会福祉協議会と法人後見

【出典：成年後見制度利用促進における社協の取組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な考え方（全社協・地域福祉推進委員会）】

- 成年後見制度の担い手は、約3割が家族等の親族が後見人等を受任しているが、**他(約7割)は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職と市民後見人の第三者後見人**となっている。

親族以外の後見人等にしめる法人の割合



「社協以外の法人後見の担い手の育成や、多様な主体による法人後見が実施されるよう…」

「次期成年後見制度利用促進計画に係る中間とりまとめ」より

「成年後見関係事件の概況」より抜粋
(令和2年1月から令和2年12月まで)

- しかし、専門職等の不足や市民後見人の受任が進まない中で、地域住民に身近な存在として、長年にわたり地域福祉の推進を担ってきた社協に第三者後見人としての役割が期待されている。
- また、各種福祉サービスが契約に基づき提供されることから、それらの内容に通じている社協が法人後見を担うことに対する期待も大きい。

社協が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により安全性・信頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができる、等の特性がある。

27

法人を選任する際の考慮要素

民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となるものの職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となるものが法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人を選任する際の考慮要素

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年9月9日
「第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ」
最高裁資料より（一部手直し）】

法人の事業の種類及び内容

💡 検討の視点(例)

- ✓ 法人として適正に成立、構成されているか
- ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか

⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用されている可能性に注意

📎 確認資料(例)

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

29

法人を選任する際の考慮要素

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年9月9日
「第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ」
最高裁資料より（一部手直し）】

法人の財務基盤

💡 検討の視点(例)

- ✓ 財政状況(資産や収支)が安定しているか
- ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
- ✓ 法人の財務が適正に管理されているか

⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認

📎 確認資料(例)

- 決算報告書、貸借対照表、収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程、組織図、役員等名簿

30

👍 財源確保

- 法人後見に伴う財源としては、後見報酬、成年後見制度利用支援事業、行政による財政支援などが想定される。
- 資力に乏しい被後見人等を受任する場合も想定されることから、利用できる財源と必要経費を踏まえ、事前に運営の収支に関するシミュレーションが大切。

後見報酬

- ・ 後見報酬は、家庭裁判所が後見人等からの申立てに基づき、被後見人等の資力や後見の期間、後見事務の内容等を考慮して、後見人等に報酬を付与する審判を行い、被後見人等の財産の中から支払われます。
- ・ なお、後見報酬は事後報酬であり、報酬付与の審判があるまでは、報酬は未定となるため、その間の財源確保を検討する必要があります。

成年後見制度利用支援事業

- ・ 後見報酬関連として、高齢者は2001年度から、障がい者は2006年度から創設された、成年後見制度利用支援事業という後見報酬の助成の仕組みがある。
 - ・ 低所得の高齢者や障がい者を対象に、成年後見の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や、後見人の報酬の全部又は一部の費用が市町村から助成されるもの。
- ※財源は、地域支援事業交付金（高齢者）、地域生活支援事業費補助金（障がい）の内数で予算化されている。
- ※助成対象を首長申立てに限るなど、実施主体である市町村によって対応が異なる場合がありますので注意が必要です。

31

👍 保険加入

【「市町村社協における法人後見業務の手引き（第3版）」
埼玉県社会福祉協議会／平成31年3月（一部手直し）】

後見業務に伴うリスクへの備えとして、保険加入は不可欠。保険料は組織が負担します。

《法人後見業務におけるリスク例》

- 手続き関係**
 - ・ 福祉手帳の更新手続きを失念（医師診断書の再発行、追加経費の発生）
 - ・ 不動産の売却手続きに伴う納税対応の失念（無申告加算税、延滞税等）
 - ・ 誤って不必要な契約を締結
 - ・ 誤って被後見人等の定期預金を解約（財産に損害を生じさせた）
 - ・ 福祉給付金の締切日を失念（給付金が得られなくなった）
 - 職員が負傷**
 - ・ 被後見人等から暴力を受けた
 - ・ 被後見人等宅で感染症にかかった
 - 対人事故**
 - ・ 被後見人等の車いすを押していた際に歩行車と接触（ケガを負わせた）
 - 対物事故**
 - ・ 被後見人等が入居する施設のガラスを破損してしまった
 - ・ 事務所で保管していた被後見人等の財産（現金）が盗まれた
 - ・ 被後見人等の意向に反して必要な家財を破棄してしまった
 - ・ 被後見人等宅のカギを紛失、カギの取り換え費用を要した
 - その他**
 - ・ 被後見人等の疾病既往歴等が記載された書類を紛失【個人情報漏洩】
 - ・ 被後見人等の身体を不当に拘束してしまった
- 【権利侵害／損害賠償請求】
- ・ 組織の職員が被後見人等の財産を横領した【横領】

32



成年後見業務を対象とした損害保険

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年9月22日
「第3回運用改善等に関するワーキング・グループ」
金融庁資料より（一部手直し）】

契約例	ケース①	ケース②	ケース③
概要	職業後見人、法人後見人向け 保険商品	職業後見人向け保険商品	市民後見人向け保険商品
保険契約者	〇〇協会(専門職団体)	〇〇協会(専門職団体)	〇〇福祉関係団体
被保険者	事業者、その役員等	上記団体の会員、会員の使用人	上記団体に登録する市民後見人
補償内容	賠償責任 ・被保険者の成年後見業務に起因する、被後見人その他の第三者への賠償責任を補償 ・被後見人による第三者に対する身体の障害および財物の損壊による被保険者の賠償責任を補償		
	その他、顧客のニーズに合わせて選択・追加する主な補償例	◇個人情報漏洩 ◇被害者対応費用 ◇事故対応費用	◇情報漏洩 ◇著作権侵害・名誉棄損
保険金支払い事例 (賠償責任)	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人が被後見人を誤って怪我させてしまい、賠償責任が生じた ・後見人が誤って被後見人宅の家財を損壊し、賠償責任が生じた ・後見人が不適当な福祉サービス業者を選定したため、被後見人の財産が必要以上に減少し、賠償責任が生じた ・被後見人と外出中、目を離した際に被後見人が路上に駐車してあった車に傷をつけてしまい、所有者への賠償責任が生じた 		

※親族後見人については、業務という整理ではないケースが多いと想定され、その場合の第三者に対する損害賠償責任は日常生活における損害賠償を補償する個人賠償責任保険にて補償することが可能。但し、同居の親族間等に生じる賠償責任については、賠償という概念が馴染みにくく、また、モラルリスクの発生の懸念があるため、賠償責任保険では一般的には補償対象外とされている。

※後見人が、成年後見業務に従事中に被った急激かつ偶然な外来の事故により死亡・後遺障害・入院・通院等が生じた場合は、業務災害総合保険や傷害保険にて補償することが可能。

法人を選任する際の考慮要素

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年9月9日
「第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ」
最高裁資料より（一部手直し）】

後見等事務を遂行する能力



検討の視点(例)

- ✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか
⇒ 経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か
⇒ 担当者から法人への定期報告の有無、理事会や専門委員会による監督や監査の有無、法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか
- ✓ 財産管理の方法は適切か
- ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか
- ✓ 個人情報保護の対策がとられているか

法人を選任する際の考慮要素

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年9月9日
「第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ」
最高裁資料より（一部手直し）】

後見等事務を遂行する能力

📎 確認資料(例)

- 役員等名簿
- 組織規程、組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報取扱に関する規定や要領

35

法人を選任する際の考慮要素

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和3年9月9日
「第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ」
最高裁資料より（一部手直し）】

本人との利害関係

💡 検討の視点(例)

- ✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか
⇒本人に有償のサービスを提供しているかなど
- ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか

📎 確認資料(例)

- 候補者事情説明書(裁判所の書式)
- 本人との利害関係の有無を示す資料



36

ポイント:成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進
及び同事業の実施体制の強化

3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

(3)成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- ・…国は、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別案件における対応方針の検討等を行うコーディネーターを、同事業のサービスを実施している社会福祉協議会に配置するなど、同事業の実施体制の強化を行う必要がある。
- ・国は、本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳を持ったその人らしい生活の安定を行う支援の充実が図られるよう、…日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討する必要がある。
- ・家庭裁判所においても日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。…

中核機関で実施している4機能に関する取組
(令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より)

広報機能		相談機能		利用促進機能	
パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	260(97.7%)	窓口で各種相談や申立手続き支援(専門職(団体)の紹介含む)	259(97.4%)	申立前に適切な後見人候補者推薦のための受任調整会議の実施	167(62.8%)
地域住民向けの説明会等の開催	214(80.5%)	施設等への出張相談の実施	151(56.8%)	市民後見人の養成	166(62.4%)
地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	215(80.8%)	専門職による相談会の開催	124(46.6%)	その他	53(19.9%)
その他	29(10.9%)	その他	24(9.0%)		
後見人支援機能			その他の機能		
後見人等からの各種相談に対応	223(83.8%)	本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	138(51.9%)	法人後見または後見監督の受任	134(50.4%)
後見人の定期報告の手続き支援を実施	135(50.8%)	本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	118(44.4%)	日常生活自立支援事業の実施	100(37.6%)
専門職の雇上げ等により相談や手続き支援を実施	47(17.7%)	その他	36(13.5%)	その他	29(10.9%)
後見人の連絡会を開催	72(27.1%)				

成年後見制度の 担い手としての 意思決定支援

39

国際的な流れ

イギリスの「意思決定能力法(Mental Capacity Act)」【2005年制定】

判断能力が不十分とされる人々に対して、本人の意思を尊重するという意思決定能力法(MCA)

国民すべての人が、自分で決定し、人生を決める権利がある

基本原則

- ① 人は能力を有すると推定する
- ② 人は意思決定ができないとみなさない
- ③ 賢明でない判断をするから意思決定できないとみなさない
- ④ 意思決定は本人の最善の利益のために行う
- ⑤ 意思決定は本人の権利や行動の自由ができるだけ制約されない方法で行う

40

👍 日本における意思決定支援

イギリスでは、意思決定能力法(MCA)が、代理・代行決定は本質的に本人領域への侵犯と捉え、誰にでも意思決定能力があることから出発し、本人の意思決定を最大限支援することを定めている。



日本では、「成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」(民法第858条)と定めるのみ、その具体化は後見人の裁量に委ねられている。

41

意思決定支援等に係る各種ガイドライン比較

ガイドライン	特徴	共通項
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(H29年3月)	障害者の意思を尊重した質の高いサービス提供に資する 本人にとっての最善の利益の判断も意思決定支援に含む	・本人への支援は、 本人の意思(自己決定)の尊重 に基づいて行う
認知の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(H30年6月)	認知症の人が自らの意思に基づいた生活を送ることを目指す 代理代行決定はガイドラインの対象外	・ 意思決定の主体は本人 である
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(H30年3月改訂)	本人・家族等・医療介護従事者が最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示す	・前提としての 環境整備、チーム支援、適切な情報提供等 の要素を示す
身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(R1年5月)	医療機関の対応とともに成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの	
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(R2年10月)	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるよう役割の具体的イメージを示すもの	

42

📖 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の背景

- 第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものがあると指摘されています
- これまでの成年後見制度の運用では、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきました
- 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人を代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められます
- 後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきです

成年後見制度普及セミナーIN北海道（星野美子氏「意思決定支援の基本」より）

📖 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のポイント

1. **本人中心主義の実現**のために後見人等に求められていることは何かを具体的に記載
 2. 意思決定支援の**基本原則を7つ**にまとめた
 3. 意思決定能力の定義 ⇒本人が「できる」「できない」ではなく、**支援を尽くしたかどうか**が問われていることに留意
 4. 後見人が行う権限の行使は、**意思決定支援のプロセスを踏まえたうえでの代行決定**であることの明記
 5. 意思決定支援のプロセスに後見人がどのように関わるかを詳細に記述し、**5つの様式**を提示
- * 後見人だけではなく、本人に関わるすべての支援者・関係者が知っておく必要がある**

成年後見制度普及セミナーIN北海道（星野美子氏「意思決定支援の基本」より）

👍 意思決定支援の基本原則

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される
- 第2 実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない
- 第3 不合理にみえる意思決定でも、それだけで意思決定能力がないと判断してはならない

成年後見制度普及セミナーIN北海道（星野美子氏「意思決定支援の基本」より）

👍 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第4 代行決定に移行しても、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動する
- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合、後見人等は本人を最大限尊重した、**本人にとっての最善の利益**に基づく方針を採らなければならない
- 第6 第5の最善の利益に基づく代行決定は、これ以上先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない
- 第7 一度代行決定が行われた場合でも、次の場面では第1原則に戻る

成年後見制度普及セミナーIN北海道（星野美子氏「意思決定支援の基本」より）

👏 支援者等の立ち位置(本人と支援者の本質的な関係)

支援者は悪意はない

支援者は悪意はない・・・しかし、支援者の価値観による「利益」「保護」「安全」を重視しがち

本人は人として

「個人の自由」「尊厳」「生き方の選択」を求めている

「緊張関係」「目的の非対称性」が生まれ、さらに、支援者には本人より圧倒的に多くの情報を持っているため、本人と同等の立場に立つことが難しくなり、バランスが支援者側に大きく傾いてしまうことを自覚する必要がある。

成年後見制度普及セミナーIN北海道（星野美子氏「意思決定支援の基本」より、一部修正） 47

👏 意思決定支援におけるチェックポイント

成年後見制度普及セミナーIN北海道（星野美子氏「意思決定支援の基本」より、一部修正）

【意思の形成への支援】におけるチェックポイント

- 支援者の価値判断が先行していないか？
- 本人の「理解」と支援者の「理解」に相違はないか？
- 選択肢を提示する際の工夫ができていないか？
- 他者からの「不当な影響」はないか？

【意思の表明への支援】におけるチェックポイント

- 決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？
- 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性があるか？
- 意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？



【意思の実現への支援】におけるチェックポイント

- 本人の能力を最大限活用できているか？
- 意思決定支援チームが協働できているか？
- 活用可能な社会資源を適切に利用できているか？

【本人にとっての最善の利益を考え際のポイント】

※最後の手段として、関係者が協議し判断せざるを得ない場合

- (本人の立場からみた)メリット・デメリットの検討
- 相反する選択肢の両立可能性の模索
- 自由の制限の最小化

意思決定支援が求められる「身上保護」

身上保護とは、本人の精神・身体の状態や生活の状況を全般を把握し、本人の思いを尊重しながら、本人がその人らしい毎日を送ることができるように、生活の質に配慮し、医療・介護・福祉等の全般や契約をおこなうこと。

能力不存在推定

この人は能力がないか、不十分であるので、自分のことも適切な判断ができない。その為、困難な状態に陥っている。なので、ほかの人が代わりに、その人のことについて判断してあげないといけない。

能力存在推定

どんなに重い認知症であっても、その人なりの判断や思いはありえる。様々な支援を受けることで、その人なりの判断ができるようになる。周りの人間がどのような支援をおこなえるかが重要であり、本人の能力の有無ではない。

権利擁護支援(日常生活自立支援事業・成年後見制度)とは

認知症高齢者や知的障がい・精神障がいの方が
尊厳を持ち、自分の権利が守られている状態で
自ら望む生活を送るための

自己決定に寄り添い支援するサービスや制度

安全に安心して
住み慣れた地域や家
で暮らし続けたい

